

令和5年度みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業 (地域遊休施設等活用支援) 第2次募集に係る募集要項

令和5年7月

鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課

事業の目的

中山間地域において、地域の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)や既存利用施設を活用し、ハード・ソフトの両面から小さな拠点づくりの実践や総合的な地域の活性化を図ることを目的とします。

既使用部分の改修等整備は、小さな拠点づくりの取組に係る事業で生活に必要な機能の新設・拡充・追加を図るものに限ります。

事業対象となる中山間地域

この事業における中山間地域とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例で定める地域です。

<事業対象となる具体的な中山間地域>

鳥取市(旧福部村、旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町及び旧青谷町の全域、旧鳥取市の稲葉、米里、倉田、面影、神戸、大和、美穂、東郷、大正、豊実、明治、松保、吉岡、大郷、津ノ井地区、旧気高町の宝木、酒津、瑞穂、浜村、逢坂地区)、米子市(旧米子市の成実、尚徳、大高、県地区、旧淀江町の宇田川地区)、倉吉市(旧関金町全域、旧倉吉市の小鴨、西郷、上井、上小鴨、上北条、北谷、高城、灘手地区)、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町(旧大栄町全域)、大山町、南部町、伯耆町(旧溝口町全域、旧岸本町の八郷、幡郷(諸木以外の区域)地区)、日南町、日野町、江府町。
※この他にも、対象地域となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

助成を受けられる方

遊休施設等を活用して地域活性化に取り組もうとする市町及び鳥取県に活動拠点がある団体(集落・自治会、地域団体(集落単位で活動を行う団体、NPO等)、広域的地域運営組織)の方です。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は対象となりません。

なお、市町以外の団体は、次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定めていることが必要です。

- (ア) 目的、地域の将来ビジョン
- (イ) 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局
- (ウ) 意思決定の方法
- (エ) 事務処理及び会計処理の方法
- (オ) 会計監査及び事務監査の方法
- (カ) アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

助成対象となる事業

鳥取県内の中山間地域において、地域の遊休施設や既存利用施設を改修し、住民の活動交流施設や地域経済循環のための施設など、新たな地域コミュニティの活性化や再生を図るための取組で、次の条件すべてに該当する事業とします。

- (1) 施設の整備や備品・消耗品等整備のみを目的とした事業(整備後の運用・活用についての地域の計画、実践がないもの)ではないこと。
- (2) 事業活動範囲を中山間地域とする事業又は中山間地域を含む広域的な地域において行う事業であり、かつ事業活動範囲に含まれる中山間地域の課題の解決を地域住民が主体となって図る取組であること。
- (3) 将来を含め、市町の支援体制が整っていること
- (4) 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ている(交付決定前であってもは得る予定である)

- る)こと。また、施設整備、運営等に関して関係法令を所管する官庁等と協議し、必要な手続き・基準等を満たす(交付決定前であっても満たす予定である)こと。
- (5) 事業実施主体、間接補助事業者は、県等が行う成果公表・普及に係る取組(各種研修会や成果発表会の活動報告)に協力すること。
 - (6) 助成対象経費について県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。
 - (7) 宗教活動、政治活動でないこと。
 - (8) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる事業者と関係していないこと。
 - (10) 工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工・受託したものに限り、ただし、やむをえない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
 - (11) 補助事業の実施に当たり、個人や地方公共団体等の資産(土地を除く)を借り受け、改修工事等の実施を行う場合、事業実施主体が事業を実施するために必要な権利を有していること(借り受ける場合は補助事業に基づく改修工事等の実施と原状回復義務の免除等について所有者から同意を得ていること)。
 - (12) 事業対象となる施設等は、建設当初又は改修時に助成金等の交付を受けている場合は、財産処分等規定された手続きが終了または終了見込みであること。
 - (13) 改修後の施設を主体的に運営する地域組織が存在していること。
 - (14) 既使用部分の改修等整備を行う場合は、小さな拠点づくりの取組に係る事業で生活に必要な機能の新設・拡充・追加を図るものであること。

助成内容

事業計画の内容に応じて、市町の同意、県の審査を経て計画が採択された場合のみ、下記の助成が受けられます。

【対象経費】 地域内の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)や既存利用施設等を改修して、ハード・ソフトの両面から小さな拠点づくりの実践や総合的に地域活性化に取り組むために必要な経費

【経費内訳】 <ハード事業>

施設改修経費(※)、事業に必要な機械設備、備品等購入経費、その他必要な経費(ただし、土地の取得、造成、補償に関する経費及び租税公課は除く。)

<ソフト事業>

謝金、アルバイト等賃金、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広報費、委託費、借料・損料(ただし、リース費用は補助対象となる年度内分に限り)、その他事業開始時及びイベント等開催に必要なもの(ただし、租税公課及び職員の人件費・日当は除く。)

※事業実施については鳥取県産業振興条例に基づき、県内事業者への発注に努めてください。

【助成金額】 1,000万円以内(既使用部分の改修等整備(※)を含む場合は400万円以内) 県は対象経費の2分の1以内で助成します。なお、市町負担は別途3分の1となります。

※既使用部分の改修等整備は、小さな拠点づくりの取組に係る事業で生活に必要な機能の新設・拡充・追加を図るものに限り、

いずれの事業も市町を経由して補助金が支払われるため、市町の予算化が必要です。

市町の予算措置については、各市町にご確認ください。

事業計画提出の方法

事業計画の作成者は、事業を実施する市町役場へ事業計画を提出していただきます。(事業を実施する市町が複数の場合は、事業の中心となる市町へご相談ください。)提出期限等詳細については、各市町役場にお問い合わせください。

市町長は事業計画の内容を適当と認め、市町負担に同意したときは、事業計画書を県庁中山間地域政策課に提出することとなります。その後、県の審査が実施されます。

募集期間

【市町への事業計画の提出】 令和5年7月5日（水）～8月2日（水）

なお、市町から県への提出期限は、8月9日（水）とします。

助成事業の選考方法及び審査基準

【選考方法】

書類審査及びプレゼンテーションによる審査会を実施し助成事業を選考します。

なお、審査会の日時は該当する市町、団体へ別途お知らせします。

※審査会出席に伴い必要となる経費（旅費など）は、事業計画作成者のご負担となります。

【審査基準】

(1) 社会貢献性・事業の必要性

事業そのものが地域課題解決に寄与する取組かどうか、地域に必要な事業かどうか等。

(2) 事業開始の実現性

資金調達（自己資金）の確保等の資金計画が妥当か、必要な人材は確保されているか、地域のニーズがあるか、事業実施に向けたスケジュールが妥当か等。

(3) 事業の今後の継続性等

収支計画は実現性のある計画か（利用者数、利用料、運営経費、人材確保等）。

(4) 地域経済への貢献度等

中山間地域の雇用促進、地域産物等の活用等が図られるか、高齢者の見守りなど事業による効果以外の社会貢献が期待できるか、他地域への波及効果が期待できるか等。

【その他】 採択された事業計画は、新聞等に公表することがあります。

助成金の交付

助成金は、補助金交付申請書等の提出を受けて、原則として事業終了後に支払います。

なお、交付決定前に着手した場合は交付の対象となりませんので、ご注意ください。

実績報告書の提出

助成金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出していただきます。

※事業に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいてください。

なお、本事業の評価・検証のため、採択事業完了年度の翌年度から3年間について、前年度（初年度）にあつては、事業完了した日から翌年度6月末までの間の事業実施状況を翌年度の7月末までに報告を行っていただきます。

助成金の返還

次の場合等は、助成金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

(1) 対象事業に関し、法令、条例若しくは他の規則又はこれらに基づく知事の処分に反したとき。

(2) 助成金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。

(3) 助成を受けた事業を当該年度内に創業できなかったとき。

(4) 助成を受けた事業を法定耐用年数以内に中止又は廃止、助成を受けた財産を法定耐用年数以内に処分したとき。

その他

募集に際しご不明な点がございましたら、以下問い合わせ先までご相談ください。

当事業は、中山間地域以外は対象となりませんが、各市の市街地等においては「まちなか暮らし総

合支援事業」が対象となる場合がありますので、取組を検討されている方は同じくご相談ください。

(問合せ先) 鳥取県庁地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課
電話：0857-26-7129